

徳島県告示第七百四十八号

平成十四年徳島県告示第千六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を含める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月二十二日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表徳島県立総合看護学校入学試験の項中「学科試験の総合得点」を「学科試験の総合得点及び科目別得点」に改める。